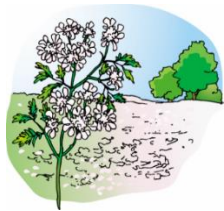


# 望月綜合法務事務所便り



連絡先：〒612-8411  
 京都市伏見区竹田久保町2番地  
 TEL：(075) 644-9252  
 URL：http://www.office-mochizuki.com

## 「パートナーシップ構築宣言」参加企業の取組事例集が公表されました

### ◆「パートナーシップ構築宣言」とは

「パートナーシップ構築宣言」とは、令和2年5月に、関係閣僚（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省および内閣官房副長官）と経団連会長、日商会頭、連合会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設された仕組みです。この「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

具体的には、次の項目について宣言をし、中小企業庁が運営する「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに掲載することで、各企業の取組の「見える化」を図ります。

- 1 サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 2 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守
- 3 その他、独自の取組み

このたび、このポータルサイトにて、「パートナーシップ構築宣言取組事例集 Ver1.1」が公表されました。

グリーン化や人材マッチングなど新たな連携に積極的に取り組む事例や、宣言したことを契機に、下請事業者との適正な取引を含めて、経営者や調達担当者の意識が高まった事例など、他の宣言企業やこれから宣言を行う企業にとって参考になると考えられる事例について、取組の概要や背景などのポイントがまとめられています。

宣言された企業、これから宣言される企業の皆様が、取引先と連携した取組みを発展させていく上で参考になる部分もあるかと思いますので、ぜひご一読ください。

【パートナーシップ構築宣言ポータルサイト「パートナーシップ構築宣言 取組事例集 ver1.1」】

[https://www.biz-partnership.jp/docs/jireis-hu-v1\\_1.pdf](https://www.biz-partnership.jp/docs/jireis-hu-v1_1.pdf)

## 6月は「プライド月間」です～多様な人材が活躍できる職場環境づくりを

### ◆性的少数者のための「プライド月間」

毎年6月は「プライド月間」と呼ばれ、日本を含む世界各地で性的少数者（LGBTQ）の権利向上、平等、理解促進のためのイベントが行われます。シンボルであるレインボーカラーを使ったロゴを作成するなど、この期間に支援を表明する企業も年々増加しています。多様性の尊重は、時代の大きなテーマとなっています。

### ◆多様な人材が活躍できる職場環境づくりを

法律もこの流れを後押ししています。改正労働施策総合推進法によって、令和

4年4月から中小企業にもパワハラ防止措置が義務化されており、そのなかで、「性的指向と性自認（SOGI）」に関するハラスメントもパワハラに当たることが明記されています。

しかしながら、同性婚を巡り差別発言をした首相秘書官が更迭されるなど、いまだ理解が十分とはいえません。知識や対応の不足は、当事者や関係者を傷付けて紛争の種となるだけでなく、企業にとってはレピュテーションリスクにもなり得ます。

厚生労働省は、「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集～性的マイノリティに関する取組事例～」を作成し、性的少数者を含めた多様な人材が活躍できる職場環境づくりの推進を図っています。多様性の尊重のために企業には何ができるのか、こうした資料を使いながら、プライド月間に従業員の皆様とともに考えてみてはいかがでしょうか。

【厚生労働省「職場におけるダイバーシティ推進事業について」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/0000088194\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/0000088194_00001.html)

## 6月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告

- 書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

## 弊所よりひと言

●法務相談、労務・人事管理、給与計算、各種許認可申請、民事・家事事件、就業規則見直し、労基署・年金事務所の調査の立会い等について、ご不明な点やご質問はお気軽にお問い合わせ下さい。